



委員会提出第3号議案

大田区議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を地方自治法第109条第6項及び第7項並びに大田区議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和3年3月25日

大田区議会議長 塩野目 正 樹 様

提 出 者

議会運営委員長 伊佐治 剛

大田区議会委員会条例の一部を改正する条例

大田区議会委員会条例（昭和31年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「まちづくり推進部」の次に「、鉄道・都市づくり部」を加える。

付 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の大田区議会委員会条例の常任委員会に付議された継続審査又は調査中の事件については、改正後の大田区議会委員会条例の常任委員会に付議された継続事件とみなす。

（提案理由）

大田区組織条例の改正に伴い、規定を整理するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

<<<新旧対照表>>>

○大田区議会委員会条例

例規集P200～

| 新 | 旧 |
|---|--|
| 大田区議会委員会条例 昭和31年10月10日 条例第17号 | 大田区議会委員会条例 昭和31年10月10日 条例第17号 |
| 第1条 (略) (常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及び所管) | 第1条 (略) (常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及び所管) |
| 第2条 (略) 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 | 第2条 (略) 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 |
| (1) 総務財政委員会 10人 企画経営部、総務部、区民部、会計管理室、選挙管理委員会及び監査委員に関すること並びに他の常任委員会に属しないこと。 | (1) 総務財政委員会 10人 企画経営部、総務部、区民部、会計管理室、選挙管理委員会及び監査委員に関すること並びに他の常任委員会に属しないこと。 |
| (2) 地域産業委員会 10人 地域力推進部、観光・国際都市部及び産業経済部に関すること。 | (2) 地域産業委員会 10人 地域力推進部、観光・国際都市部及び産業経済部に関すること。 |
| (3) 健康福祉委員会 10人 福祉部及び健康政策部に関すること。 | (3) 健康福祉委員会 10人 福祉部及び健康政策部に関すること。 |
| (4) まちづくり環境委員会 10人 まちづくり推進部、 <u>鉄道・都市づくり部</u> 、空港まちづくり本部、都市基盤整備部及び環境清掃部に関すること。 | (4) まちづくり環境委員会 10人 まちづくり推進部、空港まちづくり本部、都市基盤整備部及び環境清掃部に関すること。 |
| (5) こども文教委員会 10人 こども家庭部及び教育委員会に関すること。 | (5) こども文教委員会 10人 こども家庭部及び教育委員会に関すること。 |
| 第2条の2から第31条まで (略) <u>付 則</u> | 第2条の2から第31条まで (略) |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p><u>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この条例の施行の際現に改正前の大田区議会委員会条例の常任委員会に付議された継続審査又は調査中の事件については、改正後の大田区議会委員会条例の常任委員会に付議された継続事件とみなす。</u></p> | |